

令和7年度「しみずワクワクまつり」 移動販売車（キッチンカー）出店者募集要項

1 目的

令和7年度「しみずワクワクまつり」における来場者の満足度向上のため、飲食物などを主に販売していただき、一緒にイベントを盛り上げてくださる移動販売車の出店者を募集します。

2 出店場所

清水駅東口公園（JR 清水駅みなと口）

3 出店申込資格と制限

（1）出店申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込することができます。

- ① 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること。
- ② 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。
- ③ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。
- ④ 出店当日において営業許可証の期限が有効であること。
- ⑤ 過去3年以内に同種の業務の実績を有している者であること。
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。
- ⑦ PL 保険に加入していること。

（2）出店申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

- ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ② 国税及び地方税を滞納しているもの。
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者。
- ④ 法律行為を行う能力を有しない者。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑥ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

4 許可について

販売品目・営業方法等については本市の指示に従っていただく必要がありますので、本募集要項を十分に御理解のうえ御応募ください。

5 出店条件

(1) 出店日時

令和7年12月14日(日) 午前10時から午後3時まで

(2) 募集台数

5台程度(ただし、キッチンカーの全長は7000mm未満とします。)

なお、会場スペースの都合上、募集台数を上回る応募があった際には、抽選となりますので御了承ください。

(3) 各種費用

出店料は発生しませんが、営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とします。

また、配置は市の指示に従っていただきます。電気設備、排水設備、水道設備はありませんので、発電機等は出店者で用意していただきます。

(4) 許可の取消

出店者が公序良俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとします。

その他、市が出店を不適当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことができるものとします。

出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じて、市は一切その責めを負いません。

(5) 原状回復

当日の出店後は、出店者の負担により、使用箇所を現状に回復していただきます。

(6) その他

- ① 移動販売車設置スペースは禁煙としていただきます。
- ② 法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ③ 設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ④ 出店者は、移動販売車付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。
- ⑤ 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当市が不適当と判断したものは販売できません。ただし、酒類は当市の指示により販売できる場合もあります。
- ⑥ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。

6 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、会場の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、会場を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、静岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じて、市は、その責めを負いません。

7 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と出店者の協議の上処理するものとします。

8 申込期限及び書類の提出場所及び方法

期 限：令和7年 11 月 7 日（金）午後5時必着

場 所：清水区役所地域総務課（清水区役所 4 階）

方 法：メール、郵送または持参

9 申込提出書類

- ① 出店申込書（様式1）
- ② 営業許可証一式の写し
- ③ PL 保険証書の写し
- ④ 誓約書（様式2）

10 出店者の決定等

申込を受理した後、審査し、適格者のみが許可対象になります。

審査結果は、11 月 12 日（水）以降に通知します。

11 申込書類等提出場所及び問い合わせ先

清水区役所地域総務課 地域振興係 担当：岡谷・平岩

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL 054-354-2028 FAX 054-351-4470

E-mail smz-soumu@city.shizuoka.lg.jp